

## 1 邑楽町第五次総合計画策定に関する要綱

### 〔趣旨〕

第1条 この要綱は、邑楽町第五次総合計画（以下「総合計画」という。）策定事務の円滑なる推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### 〔用語の意義〕

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 町の将来の健全な発展を図るために策定する町政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 地方自治法第2条第4項の規定によるもので、町の将来目標及び基本的施策を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、町の施策及び根幹的事務事業について作成する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画をいう。

### 〔策定委員会〕

第3条 総合計画案を策定するため、総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

- 2 策定委員会は、総合計画策定のための最高調整組織で、町長との連絡、専門部会の調整等、計画策定のすべての統括を行うとともに、計画案の基本的方針を決定する。
- 3 策定委員会の組織は、次のとおりとし、町長が任命する。  
委員長1名 副委員長2名 委員若干名
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 策定委員会の庶務は、企画課（策定事務局）があたる。

### 〔専門部会〕

第4条 専門部会は、策定委員会の補助組織とし、担当部門の計画案を策定する。

- 2 専門部会の組織及び分掌は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 総務企画部会 担当部門における現状調査、分析と将来の基本構想案、基本計画案の策定に関すること。
  - (2) 教育部会 //
  - (3) 社会部会 //
  - (4) 経済部会 //
  - (5) 建設部会 //

- 3 専門部会には次の役員を置き、町長が任命する。
  - (1) 部会長 1名
  - (2) 副部会長 若干名
  - (3) 書記 若干名
- 4 専門部会は部会長が招集し、議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

[専門部会長]

第5条 専門部会長は、策定委員会の命を受け、所属部会における次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 総合計画に含まれる事務事業の計画及び方針の企画・調査等、調整に関すること。
  - (2) 総合計画に係る必要な資料の収集、整理及び分析に関すること。
  - (3) その他総合計画の策定に関すること。
- 2 副部会長は部会長を補佐し、前項各号に掲げる事務について担任する。

[専門部会長の資料提出要求等]

第6条 専門部会長は、職務執行上必要があるときは、関係職員又は他の専門部会長等に対し、資料を提出させ、若しくはその説明を求めることができる。

- 2 前項の要求があったときは、関係職員または他の専門部会長等は、直ちに必要資料を整えて要求のあった専門部会長に提出し、若しくは説明するものとする。

[資料等の送付]

第7条 専門部会長は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成したときは、策定委員長に送付するものとする。

- 2 策定委員長は、総合計画の事務の参考になると考えられる資料等を作成したときは、すみやかに各部会長、副部会長等に送付するものとする。

[会議]

第8条 策定委員長は、必要があると認めるときは、部会長、副部会長等を招集し会議を開くことができる。

[委任]

第9条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月6日から施行し、総合計画の策定が完了したとき廃止する。